

へき地オンライン診療体制整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 へき地オンライン診療体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）（以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、医療機関へのアクセスが制限される県内のへき地におけるオンライン診療の導入・体制整備に必要な経費を補助することにより、オンライン診療の普及を促進し、住民の受診機会の確保と医師の負担軽減を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、へき地医療拠点病院等（へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号）（以下「実施要綱」という。）に定めるへき地医療拠点病院その他これと同等であるとして知事が認めるものをいう。）、及びへき地診療所（実施要綱に定めるへき地診療所をいう。）の開設者等とする。

(補助金の対象事業)

第4条 この補助金は、へき地におけるオンライン診療に必要な機器・システム等の整備及び職員の研修・教育にかかる経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) (2)により算出される年間の交付額の総額が予算額を上回る場合は、知事は予算額の範囲内において決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 1 補助金の交付を受けた者は、交付の決定を受けた日から15日以内に交付申請取下届（第7号様式）を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。
- 2 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。なお、軽微な変更とは、交付額の30パーセント未満の減額とする。）する場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 3 補助事業を行うために締結する契約については、原則として県が行う契約手続きの取扱いに準拠することとし、可能な限り節減に努めること。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 7 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄をしてはならない。
- 8 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 9 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 10 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 11 補助金の交付決定を受けた年度内に、へき地におけるオンライン診療を実施すること。
- 12 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除

要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。

- 13 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けた時は、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 14 補助事業者等は、知事から補助事業の遂行状況の報告やその他の資料の提出を求められたときは、規則第10条の規定により、状況報告を求めた日から30日を経過した日までに、当該補助事業の状況報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 15 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付申請は、交付申請書(第1号様式)1部を毎年度別に知事が指定する日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(第6号様式)1部を知事に提出して行うものとする。

(事業着手)

第9条 補助事業は、知事が必要と認める場合においては、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内(第6条第2項(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から1か月以内)または翌年度4月7日のいずれか早い日までに、実績報告書(第2号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金の支払いは、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるも

のとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月20日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
<ul style="list-style-type: none">・オンライン診療に必要な機器の購入経費、リース経費及びシステム導入に係る初期経費 (パソコン、タブレット、バイタル測定機器、クラウド型電子カルテ 等)・車両借り上げ費用 <p>※リース経費及び車両借り上げ費用は契約初年度のみ補助対象</p> <ul style="list-style-type: none">・医師、看護師、事務職員等へのオンライン診療に係る研修・教育費用	1 医療機関当たり 5,000千円	2分の1